

平成十六年  
一月 中

# 秋 田 県 公 報 目 録

第千五百三十五号から  
第千五百四十二号まで

公布又は  
公示番号

題 名

公 報 番 号

日

## 告 示

一	大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要	一五三五	六
二	道路区域の変更	" "	" "
三	" "	" "	" "
四	生活保護法による医療機関の指定	一五三六	九
五	生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	" "	" "
六	生活保護法による介護機関の指定	" "	" "
七	生活保護法による指定介護機関の変更	" "	" "
八	生活保護法による指定介護機関の事業の廃止	" "	" "
九	生活保護法による指定介護機関の事業の休止	" "	" "
一〇	結核予防法による医療機関の指定	" "	" "
一一	平成十五年度クリーニング師試験の実施	" "	" "
一二	保安林の指定の予定	" "	" "
一三	保安林予定森林の指定通知	" "	" "
一四	" "	" "	" "
一五	" "	" "	" "
一六	" "	" "	" "
一七	道路区域の変更及び供用開始	" "	" "
一八	道路区域の変更	" "	" "
一九	開発行為に関する工事の完了	" "	" "
二〇	建築基準法による道路位置の指定	" "	" "
二一	大規模小売店舗の新設に係る届出	" "	" "
二二	保安林の指定の解除	一五三七	一三
二三	大規模小売店舗の変更に関し述べた意見	" "	" "
二四	" "	" "	" "

二五	大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出	一五三七	一三
二六	大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出	" "	" "
二七	道路の供用開始	" "	" "
二八	" "	" "	" "
二九	" "	" "	" "
三〇	開発行為に関する工事の完了	" "	" "
三一	" "	" "	" "
三二	結核予防法による医療機関の指定	一五三八	一六
三三	" "	" "	" "
三四	米代川地域森林計画の変更	" "	" "
三五	雄物川地域森林計画の変更	" "	" "
三六	大規模小売店舗の変更に関し述べた意見	" "	" "
三七	都市計画の決定予定及び都市計画の案の縦覧	" "	" "
三八	" "	" "	" "
三九	" "	" "	" "
四〇	" "	" "	" "
四一	" "	" "	" "
四二	" "	" "	" "
四三	" "	" "	" "
四四	" "	" "	" "
四五	" "	" "	" "
四六	" "	" "	" "
四七	" "	" "	" "
四八	" "	" "	" "
四九	" "	" "	" "
五〇	" "	" "	" "
五一	" "	" "	" "
五二	" "	" "	" "
五三	" "	" "	" "

五四	" "	一五三八	一六
五五	" "	" "	" "
五六	建築基準法による道路位置の指定の廃止	" "	" "
五七	道路区域の変更	" "	" "
五八	" "	" "	" "
五九	道路区域の変更及び供用開始	" "	" "
六〇	" "	" "	" "
六一	道路の供用開始	" "	" "
六二	" "	" "	" "
六三	" "	" "	" "
六四	入会林野整備計画の認可申請を適当とする旨の決定	" "	" "
六五	青少年に有害な図書類の指定	号外一	一六
六六	" "	" "	" "
六七	青少年に有害な興行	" "	" "
六八	救急病院の認定	一五三九	二〇
六九	河川区域の変更による虜川敷地等	" "	" "
七〇	" "	" "	" "
七一	結核予防法による医療機関の指定	一五四〇	二三
七二	保安林予定森林の指定通知	" "	" "
七三	" "	" "	" "
七四	保安林の指定解除予定通知	" "	" "
七五	大規模小売店舗の新設に関する届出	" "	" "
七六	大規模小売店舗の変更に関し述べた意見	" "	" "
七七	" "	" "	" "
七八	土地区画整理事業の規準等の変更の認可	" "	" "
七九	道路区域の変更	" "	" "
八〇	" "	" "	" "
八一	保安林の指定	一五四一	二七
八二	都市計画事業の変更の認可の告示があつた旨の公告	" "	" "
八三	開発行為に関する工事の完了	" "	" "
八四	" "	" "	" "
八五	建築基準法による道路位置の指定	" "	" "
八六	字の区域の変更	一五四二	三〇
八七	産業廃棄物処理計画及び同実施状況報告の公表	" "	" "
八八	特別管理産業廃棄物処理計画及び同実施状況報告の公表	" "	" "

公 告

八九	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の状況の公表	一五四二	三〇
九〇	地籍調査の成果の認証	" "	" "
九一	指定施業要件変更予定通知	" "	" "
九二	保安林予定森林の指定通知	" "	" "
九三	既存の大規模小売店舗の変更に関する届出	" "	" "
九四	大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出	" "	" "
九五	" "	" "	" "
九六	大規模小売店舗の新設に関する届出	" "	" "
九七	道路区域の変更	" "	" "
九八	道路区域の変更及び供用開始	" "	" "
九九	" "	" "	" "
一〇〇	道路の供用開始	" "	" "
一〇一	都市計画事業の変更の認可の告示があつた旨の公告	" "	" "
一〇二	開発行為に関する工事の完了	" "	" "
一〇三	証紙売りさばき廃止の届出	" "	" "
一〇四	証紙売りさばき人の指定	" "	" "
	○土地改良区の役員の就任の届出	一五三五	六
	○土地改良区の役員の退任及び就任の届出	" "	" "
	○県営土地改良事業計画の変更	" "	" "
	○県営土地改良事業の換地計画の決定	" "	" "
	○物品調達契約に係る一般競争入札の実施	二十件	" "
	○漁業権設定の免許	号外一	六
	○物品調達契約に係る一般競争入札の実施	一五三六	九
	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請	" "	" "
	○特定調達契約に係る落札者の決定	" "	" "
	○土地改良区の役員の退任及び就任の届出	" "	" "
	○県営土地改良事業区の換地計画の決定	" "	" "
	○解散土地改良区の精算人の就任の届出	" "	" "
	○県営土地改良事業の換地計画の決定	" "	" "
	○特定調達契約に係る一般競争入札の実施	二件	" "
	○物品調達契約に係る一般競争入札の実施	五件	" "
	○物品調達契約に係る一般競争入札の実施	一五三八	一六

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請	一五三八	一六
○土地改良区の役員の退任の届出	"	"
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出	"	"
○土地改良区の役員の住所の変更の届出	"	"
○物品調達契約に係る一般競争入札の実施	"	三件
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施	"	三件
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定	"	"
○土地改良区の役員の退任の届出	一五三九	二〇
○土地改良区の定款変更の認可	"	"
○県営土地改良事業の換地計画の決定	一五四〇	二三
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出	"	"
○土地改良事業工事の完了の届出	"	"
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施	"	二件
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施	一五四一	二七
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請	"	"
○県営土地改良事業の換地計画の決定	"	"
○公的個人認証サービスにおける秋田県認証局及びブリッ ジ認証局の自己署名証明書のコピープリント	号外一	二九
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施	一五四二	三〇
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請	"	"
○土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を適 当とする旨の決定	"	"
○共同施行等土地改良事業の換地処分届出	"	"
○物品調達契約に係る一般競争入札の実施	"	九件
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施	"	二件
○特定調達契約に係る落札者の決定	"	"
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施	号外一	三〇

選挙管理委員会告示

一 政治団体の設立の届出	一五三六	九
二 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出	"	"
三 政治団体の解散の届出	"	"
四 政治団体の収支に関する報告書	"	"
五 個人演説会を開催することができる施設の指定	"	"

六 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数	一五三九	二〇
七 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数	"	"
八 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数	一五四一	二七
九 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数	"	"

公安委員会規則

一 秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	号外二	三〇
----------------------------	-----	----

地方労働委員会告示

三 秋田県地方労働委員会のおつせん員候補者の氏名、閏歴等	一五三七	一三
------------------------------	------	----

監査委員会公告

一 監査結果の公表	号外一	九
二 "	"	"
三 "	"	"

その他

○平成十五年度行政書士試験の合格者	一五三八	一六
-------------------	------	----

正誤

○平成十五年十月三十一日付け秋田県公報第千五百十八号の正誤	一五三六	九
○平成十五年十二月九日付け秋田県公報第千五百三十二号の正誤	一五三七	一三
○平成十五年四月十五日付け秋田県公報第千四百六十一号	一五四一	二七

の正誤

○平成十五年十二月十六日付け秋田県公報第千五百三十一号の正誤

○平成十五年八月八日付け秋田県公報第千四百九十一号の正誤

○平成十三年十一月六日付け秋田県公報第千三百十六号の正誤

一五四二 三〇

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料 一月三千五百円

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社松原印刷社  
 電話 087-8766 FAX 087-8766  
 E-mail: masubaraz@masubaraz.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄

